

## (別紙2) プール・銭湯等における移動支援事業の算定について

平成24年4月から、プール・銭湯等の中での介助についても移動支援事業の対象となります。ただし、安全性確保の観点から、いくつかの要件を設けたのでご注意ください。

### 1. プール・銭湯等とは

屋内（外）プール、公衆浴場（銭湯、スーパー銭湯及び温泉など）などを指します。（海、川や湖などでの水浴等については、危険性が高いため、これらには当てはまりません。）

### 2. プール・銭湯等内介助の算定範囲



#### プール・銭湯等内での介助

実際に水等に触れる場所において、水難事故等の危険性に十分注意しながら、障害のある人のこれらの場所内での移動等に直接介助を行った時間を指します。（緊急時に直ちに対応できるような態勢でなければなりません。）

### 3. プール・銭湯等内での移動支援算定要件

#### I 事業者

##### ①損害保険への加入について

利用者の万一の事故等に係る損害に対応できるよう、損害保険へのご加入をお願いします。

⇒当該支援の算定を希望される事業者は、保険証書などその内容の分かる書面の写し等を事前に障害福祉課（以下、「当課」という。）までご提出ください。

##### ②緊急時個別対応の事前準備について

利用者の万一の事故の際を想定した緊急時の対応について、利用者（保護者）と十分協議のうえ、個別支援計画に定めてください。

⇒当該個別支援計画の写しを事前に当課までご提出ください。

#### II 従事者

##### ①救命講習の受講について

ガイドヘルパーの資格要件に加え、必要最低限の救命講習<sup>※</sup>の受講を修了された方が当該支援を提供できるものとします。

※ 金沢市消防局において「普通救命講習Ⅰ」（無料）を開催していますので、随時受講のうえ、当該講習の修了を証する書面の写しを事業所ごとに当課までご提出ください。

なお、これに相当する講習等を修了済であれば改めて受講いただく必要はございませんが、受講済の講習内容及び修了を証する書面の写しを事前に当課までご提出ください。

##### ②2人体制での支援について

利用者によっては、2人介護を必要とする場合も想定されます。その際は、利用者と事業所とで十分に協議されたうえで、2人介護の必要性などを個別支援計画に位置づけてください。

2人介護の算定を行うことについては、事前に確認させていただきます。

⇒当該個別支援計画の写しを事前に当課までご提出ください。

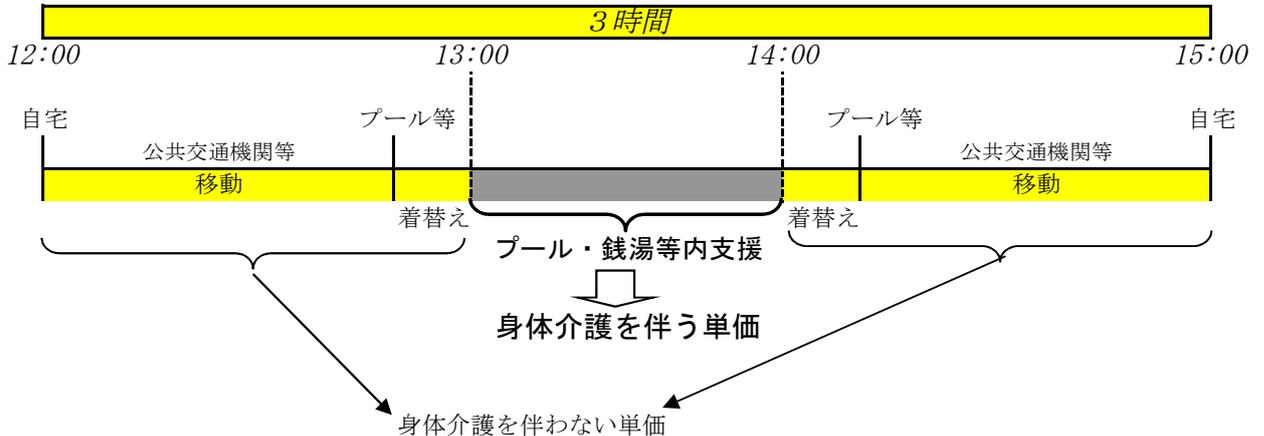
#### 4. プール・銭湯等内での移動支援給付費算定方法

プール・銭湯等内支援を実施している間の単価については、「身体介護を伴う」区分又は「身体介護を伴わない」の区分にかかわらず、「**身体介護を伴う単価**」となります。

ただし、「身体介護を伴わない」区分の方については、当該支援の時間帯以外は「身体介護を伴わない」単価であることにご注意ください。

##### ○ 身体介護を伴わない方

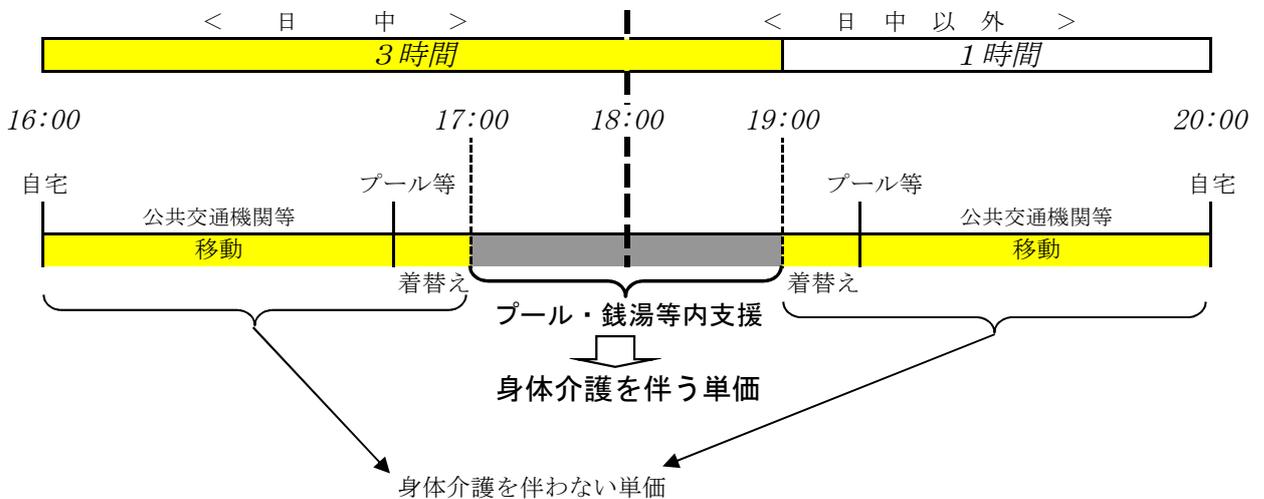
###### 例 1



###### 【算定内容】

- ・身体介護を伴わない単価 移動基本日中 2H (個別)
- ・身体介護を伴う単価 移動身体介護日中 1H (個別)

###### 例 2



###### 【算定内容】

- ・身体介護を伴わない単価 移動基本日中 1H、移動基本日中以外 1H増単価
- ・身体介護を伴う単価 移動身体日中 1H、日中以外 1H

※提供時間が3時間までは「通常単価」、3時間を超えると「増単価」となります。  
 19:00から「身体介護を伴わない」区分における「通常単価」で改めて算定が始まるわけではないことにご注意ください。

##### ○ 身体介護を伴う方

従来と同じ算定方法です。